

事 務 連 絡
平成 23 年 8 月 31 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

**「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通
・利用の自粛及びその解除等について」及び「暫定許容値
を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」**

このことについて、①平成 23 年 8 月 19 日付け 23 生畜第 1212 号「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から、東北・関東・北陸農政局生産経営流通部長宛てに通知をしたこと（通知 1）、②同日付け 23 生畜第 1208 号「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び同局農業生産支援課長の連名で、北海道農政事務所長及び各地方農政局生産経営流通部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てに通知したこと（通知 2）について、農林水産省生産局畜産振興課から同省ホームページに掲載した旨の情報提供と関係者への周知依頼がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知 1 の内容は、今般、原発事故後に作付けされた青刈り用トウモロコシや稲発酵粗飼料用稲等の越冬しない夏作の単年生飼料作物（稲わら、かんしょづる等の植物性残さを含み、飼料用米を除く。以下「夏作飼料作物」という。）について、流通・利用の自粛及びその解除等を行うとともに、原発事故後の夏作飼料作物の収穫に関する留意事項について、東北農政局、関東農政局及び北陸農政局管内の都県に対して、畜産農家に適切な指導などを行うよう依頼したものです。

また、通知 2 の内容は、今般、畜産物の安全性を確保するため、当面の汚染した稲わらの保管、移動等について留意事項を取りまとめたので、都道府県に対して、これに基づき管理の徹底の指導を依頼したものです。

本件のお問合わせ先
事業担当：長野
TEL 03-3475-1601

農林水産省

プレスリリース

平成23年8月19日
農林水産省

原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について

農林水産省は、原子力発電所事故後に作付けされた、夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について指導等を行います。

概要

今般、暫定許容値を超える放射性セシウムを含む稲わらの給与により、牛肉から放射性セシウムが検出されたことも踏まえ、原発事故後に作付けされた青刈り用トモロコシや稲発酵粗飼料用稲等の越冬しない夏作の単年生飼料作物(稲わら、かんしょづる等の植物性残さを含み、飼料用米を除く。以下「夏作飼料作物」という。)について、流通・利用の自粛及びその解除等を行うとともに、原発事故後の夏作飼料作物の収穫に関する留意事項について、東北農政局、関東農政局及び北陸農政局管内の都県が、畜産農家に適切な指導などを行います。

指導内容

1.夏作飼料作物の流通・利用の自粛要請、調査及び自粛解除

畜産農家等に対し、原発事故後に作付けされた飼料作物の流通・利用の自粛を予め要請し、汚染の可能性の程度に応じて実施する調査の結果に基づき、流通・利用自粛の解除します。

2.夏作飼料作物の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

調査区域内(又は県全域)の全ての調査地点の調査結果が、暫定許容値を下回れば流通・利用の自粛を解除します。ただし一部の調査地点が、暫定許容値を上回っていた場合は、その調査区域を細分化し、さらに詳細な調査を行うことができます。

3.夏作飼料作物の生産及び収穫に関する留意事項

飼料作物中の放射性セシウムの濃度を低減するため、夏作飼料作物の収穫、稲発酵粗飼料や稲わらの収穫、機械や飼料庫の管理方法等についての留意事項を指導します。

参考～関連通知～

URL:http://www.naff.go.jp/noutiku_eikyo/maf12_3.html

<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- ・(別紙1)原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について(平成23年8月19日付け)(PDF:140KB)
- ・(別紙2)放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日付け)(PDF:165KB)
- ・(別紙3)原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について(平成23年4月22日付け)(PDF:133KB)

— お問い合わせ先 —

生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室
担当者:飼料生産計画班 小宮、早坂
代表:03-3502-8111(内線4925)
ダイヤルイン:03-6744-2399
FAX:03-3580-0078

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

写

23生畜第1212号
平成23年8月19日

東北農政局生産経営流通部長
関東農政局生産経営流通部長
北陸農政局生産経営流通部長 } 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及び
その解除等について

東京電力(株)福島第1原子力発電所の事故(以下「原発事故」という。)後に収穫された永年牧草やエンバク、イタリアンライグラス等の原発事故前に作付けされた単年生飼料作物等については、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(平成23年4月14日付け23消安第456号畜水産安全管理課長通知)及び「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(平成23年4月22日付け23生畜第186号畜産振興課長通知、以下「4月22日付け通知」という。)に基づく放射性物質のモニタリング調査結果に即して、家畜への給与の可否を判断してきました。

今般、暫定許容値を超える放射性セシウムを含む稲わらにより、牛肉から放射性セシウムが検出されたことも踏まえ、原発事故後に作付けされた青刈り用トウモロコシやWCS用稲等の越冬しない夏作の単年生飼料作物(稲わら、かんしょづる等の植物性残さを含み、飼料用米を除く。以下「夏作飼料作物」という。)については、下記のとおり流通・利用の自粛及びその解除等を行うこととしましたので、原発事故後の夏作飼料作物の収穫に関する留意事項と併せて、貴局管内の各都県に対し、助言、指導していただくようお願いいたします。

なお、今後も夏作飼料作物について、放射性物質による汚染状況等に関する知見を収集し、必要があれば、本通知を見直すことを申し添えます。

記

1 夏作飼料作物の流通・利用の自粛要請、調査及び自粛解除

(1) 自粛要請

2(1)の調査対象都県においては、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して、夏作飼料作物の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請することとする。ただし、2(1)③の「稲わらのみの調査対象県」においては、(3)①(ロ)の稲わらのみについて、その飼料としての流通・利用を自粛するよう要請することとする。

(2) 調査

調査対象都県においては、2(1)から(6)までに示す手順に基づいて、当該都県を複数又は単一の調査区域に区分し、各調査区域内において各夏作飼料作物の区分毎に原則3点以上の調査地点を設定し、各調査地点において各夏作飼料作物の放射線量を測定するものとする。

(3) 自粛解除

(2)で得られた放射線量を、暫定許容値(「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局畜水産安全局長通知、生産局長通知、林野庁長官通知、水産庁長官通知)1.(2)に規定される飼料の暫定許容値をいう。以下同じ。)と比較し、2(7)に示した方法に基づいて、各調査区域毎に自粛の解除を判断するものとする。

2 夏作飼料作物の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

(1) 調査対象都県

① 重点的な調査対象県

4月22日付け通知に基づき、平成23年7月初旬の時点において、永年牧草の再生草の利用自粛を行っていた県(岩手県、宮城県、福島県及び栃木県)。

② 通常の調査対象県

4月22日付け通知に基づき、永年牧草のモニタリングを行った都県であって、①を除いた都県(茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)。

③ 稲わらのみの調査対象県

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定の解除の考え方」(平成23年8月4日付け原子力災害対策本部長指示)における本部長指示の対象となった県であって、①及び②を除いた県(青森県、秋田県、山形県、長野県、山梨県、静岡県及び新潟県)。

(2) 調査区域の設定

① 「重点的な調査対象県」に該当する各県においては、③を参考としつつ、当該各県内を複数の区域に区分して、調査区域を設定しなければならない。

② 「通常の調査対象県」及び「稲わらのみの調査対象県」に該当する各県においては、③を参考としつつ、当該各県内を単一又は複数の区域に区分して、調査区域を設定することができる。

③ ①、②の調査区域の設定にあたっては、各調査区域内の放射性セシウムによる汚染状況に著しい地理的な差が生じないように、これまで実施している放射性物質の牧草のモニタリング調査の結果や地形・地質、土壌の放射性物質の調査結果及び文部科学省が提供している緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI:スピーディ)等の既存のデータを参考とすることとする。

(3) 夏作飼料作物の区分

① 夏作飼料作物の区分は、以下の(イ)～(ホ)の5区分とする。

(イ) WCS用稲(稲発酵粗飼料の製造に用いる稲を指す。以下同じ。)

(ロ) 稲わら

(ハ) イネ科飼料作物((イ)及び(ロ)に含まれるもの並びに飼料用米を除く。)

(二) マメ科飼料作物

(ホ) その他の科の植物

- ② 上記①(ホ)の区分について調査を実施する場合、又は①(イ)から(ホ)以外の区分について調査を実施する場合は、事前に畜産振興課に協議するものとする。
- ③ 「稲わらのみの調査対象県」に該当する各県においては、①(ロ)の区分についてのみ調査を行うこととする。

(4) 調査地点

調査地点は、夏作飼料作物の区分毎に設定することとし、原則として1つの調査区域あたり3点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査区域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、調査区域内において特に放射性物質の濃度が高いと考えられる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

(5) 調査時期

調査時期は、(3)の夏作飼料作物の区分毎に、収穫適期の概ね一週間前以降とする。

(6) 採材及び放射線量の測定の方法

夏作飼料作物の採材及び放射線量の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」(平成23年8月3日付け23消安第2489号畜水産安全管理課長通知、以下「8月3日付け通知」という。)に則って行う。

ただし、WCS用稲及び稲わらについては、原則刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したものから採材することとする。なお、「通常の調査対象県」及び「稲わらのみの調査対象県」であって、収穫前に採材を行う必要のある県については、個別に畜産振興課と協議を行うこととする。

(7) 流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下の通りとする。

- ① ある夏作飼料作物の区分に関し、調査区域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下となった場合は、当該調査区域の当該夏作飼料作物の区分について、流通・利用の自粛を解除する。
- ② ある夏作飼料作物の区分に関し、調査区域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合は、当該調査区域の当該夏作飼料作物の区分について、原則として廃棄を指導する(廃棄の方法は追って通知する。)
- ③ ある夏作飼料作物の区分に関し、調査区域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合は、当該調査区域の当該夏作飼料作物の区分について、廃棄を指導するか又は、(8)により調査区域の細分化を行って、細分化された区域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

(8) 調査区域の細分化

調査区域の一部の調査地点の結果が暫定許容値を上回った場合、その区域内を更に小さな区域に細分化し、その区域(以下「細分化区域」という。)毎に、原則として3点以上の調査地点を設けて調査を行うことができる。この細分化

地域毎の自粛解除にあたっては、上記（７）の「調査区域」を「細分化区域」に読み替えて準用する。

（９）他の調査データの活用

８月３日付け通知に則って行われた夏作飼料作物の放射線量の測定調査（本通知以前に行われた調査を含む。）から得られたデータについては、調査地点の設定に支障の生じない範囲において、本通知に基づく調査のデータとして活用することができる。

３ 夏作飼料作物の生産及び収穫に関する留意事項

調査対象都県は、現在夏作飼料作物を栽培している、あるいは今後作付けする予定がある生産者に対して、放射性セシウムの濃度を可能な限り低減するため、以下のような事項に留意すること。

（１）夏作飼料作物の収穫について

放射性セシウムは、通常土壌表面付近に多く存在することから、放射性セシウムを多く含む土壌が飼料に混入するのを防ぐため、可能な限り、以下の点に留意して収穫するよう、助言・指導すること。

- ・ 収穫時の刈取り高を、高目に設定すること。
- ・ テッダー等による反転作業は、土壌を巻き上げないよう速度を落として丁寧に行うこと。
- ・ 収穫時に牧草等の飼料作物と同時に土壌を取り込まないように、適正な収穫速度で収穫すること。

（２）WCS用稲や稲わらに付着する土壌の低減について

WCS用稲や稲わらに付着する土壌を低減するため、可能な限り、以下の点に留意して管理・収穫すること。

- ・ 倒伏を避けるため、収穫前の肥培管理に気をつけること。
- ・ 水田の落水時期を早めることなどによって、乾いたほ場で収穫作業を行えるように留意すること。また、雨天時の収穫は避けること。
- ・ 稲わらの予乾時は、コンバインの排わら結束機能を使って排出し、島立て乾燥又は、はさがけ乾燥を行うこと。
- ・ 梱包時は、ロールベアラのロールに付着する土壌を少なくするため、ロールベアラからロールを排出する際にフロントローダ等で直接受けるか、又はブルーシート等を敷いた上に排出すること。

（３）機械や飼料庫の管理

以前に収穫した牧草や稲わら等の混入により、収穫物が汚染されないようにするため、収穫作業前に機械や飼料庫等の清掃を十分行うこと。

４ その他

飼料用米の飼料としての流通・利用の自粛及びその解除については、本通知によらず、別途通知する。



23消安第456号
平成23年4月14日

東北・関東管内都県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について

東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)の事故に伴う放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)により、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、原発事故前に刈り取り・保管された乾牧草(サイレージを含む)のみを使用することや放牧を当面行わないこと等の留意すべき点について、生産者に周知・指導をお願いしているところです。

今後、牧草の収穫等の作業が始まりますが、現在も原発からの放射性物質の放出が続いている状況です。こうした中、収穫される牧草や生産されるデントコーン等の飼料作物等の粗飼料を介した放射性物質の牛への暴露の防止・低減を通じ、牛乳や牛肉が食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするための当面の目安として、今般、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を下記のとおり設定しました。今後生産される粗飼料を使用する場合は、暫定許容値内のものを使用し、食品衛生法上の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産することが重要であると考えておりますので、その旨生産者への周知・指導をお願いします。

また、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、飼料からの牛への放射性物質の暴露・低減を図るためには、牧草等の放射性物質の含有量を把握することが有効であることから、当該地域においては、これらに関する調査を行うようお願いいたします。

記

1 粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値(注)

(1) 乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値

- ・放射性ヨウ素 1kg当たり(実重量) 70ベクレル
- ・放射性セシウム 1kg当たり(実重量) 300ベクレル

(2) 肥育牛（出荷前短くても 15 ヶ月程度以降の牛）に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム 1 k g 当たり（実重量） 3 0 0 0 ベクレル

(3) (1) 及び (2) 以外のその他の牛に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料
- ・放射性セシウム 1 k g 当たり（実重量） 5 0 0 0 ベクレル

注) ① 暫定許容値は、乳用牛から生産される生乳や、通常の肥育期間（15 ヶ月以上）で肉用牛から生産される牛肉が食品の暫定規制値を超えないように、現在の科学的知見に基づいて設定しています。（ただし、水等粗飼料以外からの影響は考慮していません。）

② 放射性ヨウ素は半減期が短いことから、収穫時に暫定許容値を上回っていても、収穫後に一定期間保管することにより、暫定許容値を下回ります。

③ 暫定許容値は、家畜が摂取する際の粗飼料実重量当たりの濃度であり、対象には放牧地の牧草も含まれます。

2 牧草等の放射性物質含有量調査

大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域においては、牧草等の放射性物質含有量の定点調査を行い、その結果を当省に伝達するとともに、生産者に周知するようお願いします。

定点調査の実施方法等については、別途、お知らせします。

飼料中の放射性物質の乳肉への移行

1 食品衛生法に基づく乳・肉中の放射性物質の暫定規制値

畜産物	暫定規制値 (Bq/kg)	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳	300 (100) *	200
肉	- **	500

* 乳幼児の規制値は 100 Bq/kg

**放射性ヨウ素は短期間で減少するため、肉の規制値はない

2 飼料から乳や肉への移行

放射性物質を含む飼料を家畜が摂取し続けると、摂取する放射性物質の量と生産される乳肉中の放射性物質の濃度との間に平衡関係が生ずる。この平衡状態において、給与された飼料中の放射性物質濃度と生産される畜産物中の放射性物質濃度の比を、国際原子力機関 (IAEA) が移行係数として取りまとめている。

移行係数、飼料中の放射性物質の濃度及び飼料の給与量から、生産される乳・肉中の放射性物質の濃度が推定できる。

3 粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の算定

暫定規制値及び粗飼料の給与量、移行係数から、以下の式を使って、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を算定した。

$$\text{畜産物中の放射性物質暫定規制値} \div (\text{粗飼料給与量} \times \text{移行係数}) \\ = \text{粗飼料中の放射性物質暫定許容値}$$

① 乳牛用

・放射性セシウム

$$200 \text{ Bq/kg} \div (127 \text{ kg/日} \times 4.6 \times 10^{-3} \text{ 日/kg}) = 342 \text{ Bq/kg} \doteq 300 \text{ Bq/kg}$$

・放射性ヨウ素

$$100 \text{ Bq/kg} \div (51 \text{ kg/日} \times 2.5 \times 10^{-2} \text{ 日/kg}) = 78 \text{ Bq/kg} \doteq 70 \text{ Bq/kg}$$

② 肉用牛用

・放射性セシウム

$$500 \text{ Bq/kg} \div (14 \text{ kg/日} \times 9.6 \times 10^{-2} \text{ 日/kg}) = 372 \text{ Bq/kg} \doteq 300 \text{ Bq/kg}$$

③ 育成牛用

育成期間中に 5000 Bq/kg の飼料を 25 kg 給与した場合、15 ヶ月の肥育期間後の筋肉中の放射性セシウム濃度は 100 Bq/kg 程度



23生畜第186号
平成23年4月22日

関東農政局生産経営流通部長 殿
東北農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故(以下、「事故」という。)の発生による放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号畜水産安全管理課長、畜産振興課長通知)(以下、「関係課長通知」という。)により、各都県を通じた指導をお願いしているところです。

今般、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(平成23年4月14日付け23消安第456号畜水産安全管理課長通知)に基づいて、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するための目安として、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値が定められるとともに、牧草等の放射性物質の定点調査(以下、「定点調査」という。)が進められることとされたところです。

このような中、安全な畜産物の生産を図るための対応策として、今後得られる定点調査結果に応じた粗飼料の取扱いや、飼養管理上の留意事項等について、以下のとおり整理したので、貴局管内の各都県に対し、周知されるようお願いいたします。

なお、今後とも飼料の生産・利用について知見の収集を図り、留意事項の見直しや追加を行うこととしておりますので申し添えます。

記

1 定点調査結果が得られるまでの対応

大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域(注)にあつては、引き続き、関係課長通知に基づく対応を行うこと。

注)大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等(<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>)のデータを参照すること

2 定点調査結果が得られた後の対応

(1) 定点調査結果又は都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験の結果(以下、「調査結果等」という。)が粗飼料の暫定許容値を下回る場合

各都県においては、調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、別表を参考とし、事故後(平成23年3月11日以降)に収穫された粗飼料の使用や放牧が可能かどうか判断するものとする。

また、その判断にあたっては、原乳等の出荷制限・解除の状況を考慮することとする。

(別表) 放牧や事故後に収穫した粗飼料の使用が可能な地域の目安

	乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）	肉用牛（出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛）	その他の牛（乳用牛及び肉用牛以外の牛）
セシウム	<p>①各都県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った都県 （初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った都県）</p> <p>②または各都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 （初回の試験結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域）</p>	<p>①各都県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った都県 （初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った都県）</p> <p>②または各都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 （初回の試験結果で300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域）</p>	<p>定点調査または都県が行う牧草の放射性物質測定試験の結果が5,000Bq/kgを下回った地域</p> <p>注）ただし、これまでの農産物の定点調査事例の変動等を踏まえ、一定の数値上昇が見られた例があることから、3,000Bq/kgを1つの目安として、これを超えた場合は次の結果においても5,000Bq/kgを下回ることを確認してから判断することが望ましい。</p>
ヨウ素	<p>①各都県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が70Bq/kgを下回った都県 （初回の調査結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った都県）</p> <p>②または各都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て70Bq/kgを下回った地域 （初回の試験結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った地域）</p>	農産物の出荷制限が課されていない地域	農産物の出荷制限が課されていない地域

※ 大気中の放射線量が通常のレベルであった地域にあつては、その限りでない。

(2) 調査結果等が粗飼料の暫定許容値を上回る場合

調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、草丈が収穫可能となった段階で、できるだけ早期に刈り取りにより刈取りを行い、再生草の確保を図ること。

その際、刈取った草については給与を見合わせ、保管すること。刈取った草の取扱いについては、飼料としての使用方法や廃棄等の取扱いについて、追って通知する。それまでの間、堆肥への混入、すき込み、焼却等を行わないこと。

3 平成23年産の飼料作物の作付けについて

現時点で作付けの制限は行わない。今後、関係機関等が行う作付け後の飼料作物や土壌の放射性物質の濃度についての調査結果を踏まえ、飼料作物の収穫・使用については追って通知する。

4 その他飼養管理に関する留意事項等

(1) 調査結果等を踏まえ、経営内の家畜に異なる粗飼料を給与する場合は、飼料庫の区分、粗飼料の包装への表示（大きくマジックで表示するなど）及び飼料の給与状況の記帳などにより、各家畜向け飼料の分別管理及び適正給与を徹底すること。

(2) 貯水槽のふたや飼料タンクの密閉など降下する粉じん等の家畜の飲用水等への混入を防止するための措置については、引き続き講ずること。

(3) 屋外運動場については、放牧が可能な地域において、清掃、除草等により、放射性物質の摂取の防止策が十分に講じられる場合、その利用を可能とする。

なお、その他の屋外運動場の利用を可能とするため、客土等による屋外運動場の放射性物質の濃度低減対策や家畜飼養管理方法による放射性物質の摂取防止対策等について知見を収集し追って通知する。

農林水産省

プレスリリース

平成23年8月19日
農林水産省

暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について

農林水産省は、暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらについて、当面の保管、移動等の管理の徹底について指導します。

概要

これまでの累次の調査を通じ、畜産農家に暫定許容値を超える放射性セシウムを含む稲わらが保有されていることが明らかになっています。このため、畜産農家等の被ばくを減らすために必要な取組み等をお願いしてきたところです。

今般、畜産物の安全性を確保するため、当面の汚染した稲わらの保管、移動等について留意事項を取りまとめましたので、都道府県は、これに基づき管理の徹底の指導を行っていただきます。

内容

1. 暫定許容値を超える稲わらの保管

- (1) スプレー等で着色した上でシートで被覆し、牛舎、住居から離れた場所で保管するよう畜産農家を指導します。
- (2) 県は稲わらを被覆したシートを封印し、定期的に数量、管理状況等の把握を行います。

2. 暫定許容値を超える稲わらの移動

- (1) シートで包むなどの飛散防止措置、作業時のマスク、ゴム手袋の着用等の被ばく線量低減対策を指導します。
- (2) 県は、積込みに際し立会い確認します。必要に応じ運転席等の遮へい措置を指導します。
- (3) 県外移動の場合は、移動先等を確認し関係県に連絡します。

3. 暫定許容値を超える稲わらの処分

- (1) 8,000 Bq/kg以下のものは一般廃棄物として埋却等により処分します。ただし、当該稲わらが生産されたほ場へのすき込みは可能です。
- (2) 8,000 Bq/kgを超えるものについては、被ばく線量低減の観点も踏まえた隔離一時保管方法を別途通知します。

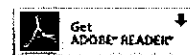
<添付資料> (添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- ・ (別紙) 暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について (PDF:107KB)

— お問い合わせ先 —

生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室
担当者: 小倉、丸井
代表: 03-3502-8111 (内線4916)
ダイヤルイン: 03-3502-5993
FAX: 03-3580-0078

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

(別紙)

写

23生畜第1208号
平成23年8月19日

北海道農政事務所長 殿
各地方農政局生産経営流通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
農業生産支援課長

暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について

平成23年7月19日付け農林水産省生産局畜産振興課長通知「東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査について」等の累次の調査を通じて、8月11日現在で16道県の畜産農家において暫定許容値（平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（以下、8月1日付け通知という。）の1（2）に規定される暫定許容値をいう。以下同じ。）を上回る放射性セシウムを含む稲わらが保有されていることが明らかとなっています。

これら汚染された稲わらの管理については、「高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの取扱いについて」（平成23年7月28日付け23生畜第960号畜産振興課長・農業生産支援課長通知、以下「7月28日付け通知」という。）により畜産農家等が被ばくを減らすために必要な取組や稲わらの保管場所の空間線量調査等の実施をお願いしたところです。

これに加えて、汚染された稲わらの管理は、畜産物の安全を確保するためにも重要であることから、当面の保管、移動等の管理について必要な取組を下記のとおり取りまとめました。

については、貴職から管内都道府県に対し、暫定許容値を超える稲わらを保有する畜産農家等による管理の徹底を指導するほか、都道府県にあっても、暫定許容値を超える稲わらの保管、移動、処分状況を把握していただくよう依頼願います。

記

1 暫定許容値を超える稲わらの保管

- (1) 県は、暫定許容値を超える稲わらを保有する畜産農家等に対し、平成23年7月24日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知「東京電力福島第一原子力発電所の事故後に収集された稲わら等が給与された可能性のある肉用牛及び乳用牛の取扱いについて」に基づき、引き続きその利用・流通の自粛を要請する。
なお、「暫定許容値を超える稲わら」については、8月1日付け通知1(2)①のただし書きにおいて $3,000\text{Bq/kg}$ までの飼料の使用を認められない畜産農家等によって保有される、 300Bq/kg を超える稲わらも当然含まれるものとする(以下同じ)。
- (2) 暫定許容値を超える稲わらについては、カラスプレー等で識別が容易となるよう着色した上(すでにシートで被覆されている場合を除く)、シートで被覆し、飼料庫等牛舎の外で保管するよう指導する。
- (3) 県の職員は、当該農家を訪問し、稲わらを被覆したシートをテープで梱包するなどの方法で封印を行う。その後も県職員は定期的に稲わらを保管する農家を訪問し、別記様式に基づき、数量、管理状況、封印の状況を把握する。
- (4) これらの作業の実施に当たっては7月28日付け通知に留意し、可能な限り短時間で作業を終え、マスクを着用するなど、作業者の被ばく線量の低減に努める。また、可能な限り住居から離れた場所に稲わらを保管するよう指導する。

2 暫定許容値を超える稲わらの移動

- (1) 県は、返品等の目的で暫定許容値を超える稲わらを移動させる場合は、稲わらをシートで包み込む又はラッピングをするなど飛散防止措置を行うとともに、7月28日付け通知を踏まえ、作業者はマスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用する等被ばく線量の低減に留意するよう畜産農家等に対して指導する。
- (2) また、当該移動が行われる少なくとも5日前までに、移動日時、移動先を連絡するよう畜産農家等に対して指導し、県の職員が移動用車両への積み込みに立ち会うこととする。
- (3) 立ち会った県の職員は、移動時に、飛散防止措置及び被ばく管理の実施状況並びに積み込み数量を確認する。
- (4) 県は、放射性物質に汚染された物品を取り扱う作業者についても、受ける線量が可能な限り年間 1mSv を超えないことが望ましいとされていることを踏まえ、運転席の線量を確認し、その線量や運転時間などから、これを超える可能性がある場合には、放射線の遮へい措置を施すよう指導する(放射性セシウムから放出される γ 線を効率的に遮断するには、金属板により遮へいするか、積荷を運転席から遠い場所に置くことが有効)。
- (5) 県は、県外への移動の場合には、予め移動先の県の畜産担当課に移動先の名

称、住所、連絡先、移動数量、車両番号、到着予定日時を連絡し、到着の確認と到着後の適正な管理の指導を依頼するとともに、その内容を畜産振興課に報告する。

3 暫定許容値を超える稲わらの処分

県は、畜産農家等に対し、稲わらに含まれる放射性セシウムの濃度に応じた処分を可能な限り早急に進めるよう指導することとする。

- (1) 放射性セシウムの濃度が $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下のものについては、通常一般廃棄物として埋却等により処分する。埋却する場合は十分な厚さの覆土を行う（「福島県内の災害廃棄物の処理の方法（平成23年6月23日環境省）」及び「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管（平成23年7月28日環境省）」参照）。また、7月28日付け通知の4により稲わらの処理をできるだけ進める。

ただし、生産されたほ場が明らかなものについては、当該ほ場に還元施用することができる。

- (2) $8,000\text{ Bq/kg}$ を超える稲わらの処理については、所有者の被ばく線量の低減の観点も踏まえた隔離一時保管方法について、別途通知する。